令和3年度職員団体との交渉結果 (第1回給与確定交渉(県職員労働組合))

1 交渉団体

県職員労働組合

2 出席者

[当 局] 管理局長、人事課長、職員課長他 (7名) [職員団体] 県職員労働組合副委員長、書記長他 (20名)

3 交渉日時及び場所

令和3年11月9日(木)10:30~10:55 職員会館1階ホール

4 内容

令和3年度給与改定について、当局から改定案を説明した後、協議を行った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

項目	改定(案)	
給料表	人事委員会報告を踏まえ、改定なし	
期末手当	人事委員会勧告を踏まえ、以下のとおり改定 [R3.12 期から改定] ①年間 0.15 月引下げ(再任用職員は 0.1 月引下げ) ②会計年度任用職員も正規職員との均衡を図り年間 0.15 月引下げ	
勤勉手当	勤勉手当の期間率について、国と同率に改正 [R3.12 期から改正]	
特別休暇	国に準じ以下のとおり実施 [R4.1.1 から実施] ①不妊治療のための休暇の創設(常勤・会計年度任用職員ともに対象) ②会計年度任用職員に係る配偶者出産休暇、男性の育児参加のための 休暇及び産前・産後休暇の有給化	
妊娠・出産・育児等 と仕事の両立支援 のための休暇・休業 制度	今後、明らかにされる国の取扱いを踏まえ、細部を詰めた上で執行部と 協議	
その他	その他の要求は、取り巻く諸情勢等を踏まえると、具体的な勧告がない 中での改善は困難	

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
期末手当	・期末手当について、人事委員会勧告のとおり0.15月の引下げが示されたことは、この間コロナ対応等、懸命に働いてきた職員の働きから見ると納得出来るものではない。	・人事委員会からは、民間給与との均衡 を図るため、期末手当について引下 げの勧告が行われている。勧告の趣 旨を尊重することを基本姿勢としつ つ、国や他府県の状況、また、コロナ 禍における厳しい社会情勢や財政状 況等を総合的に勘案し検討してお り、勧告どおり引下げの改定を行わ ざるを得ないと考えている。
会計年度任用職員の期末手当	・近年、一時金については、引き上げは期末手当とでは、別きており、期末年度では、期末年度ではり、明年ののでは、別年のののでは、別年のののでは、別年のののでは、別年のののでは、別年のののでは、別年のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本のののののでは、日本のののののでは、日本のののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のでは、日本ののでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	・会計年度任用職員については、任用形態は正規職員と異なるものの、制度上、正規職員に準じた支給月数を支給することが基本となっている。 人事委員会からも常勤職員との均衡を踏まえ適切に対応するよう言及されており、正規職員に準じた支給月数となるよう改定を行わざるを得ないと考えている。

項目	職員団体主張	当局回答
勤勉手当	・人事委員会から勧告も受けておらず、また見直しによる職員への影響も大きい。見直しは到底受け入れられない。 ・現行の取扱いは、労使協議により決めてきた経緯がある。しかも、今年の12月期から見直すなどそのような性急な見直しは受け入れられない。	・勤勉手当算定にあたっての期間率の 見直しについては、これまでからも 課題として申し上げてきた。本県に おける現行の期間率は国と比べ相当 有利な取扱いとなっており、加えて、 国と異なる期間率としている団体は 本県を除いて2団体のみである。現 行の取扱いを維持することは困難で あり、早急に見直しを行わざるを得 ない。
妊娠・出産・育 児等と仕事の 両立支援のた めの休暇・休 業制度の改正	・国の法改正等の動向が現時点では 不明であるものの、国において、人 事院の意見の申出等の内容のとお り制度の改正が行われれば、本県 においても、国に準じ改正を行う という理解でよいか。	・そういったご理解で結構である。
総括	・本日、示された内容では到底合意で きない。改めて、再検討を強く求め る。	・厳しい制約の中での検討となるが、今 一度、上層部と協議したい。